

定期監査結果報告書

令和5年度

平群町監査委員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び平群町監査委員に関する条例第2条の規定による監査

2 監査の対象

政策推進課（公債費の推移等について）

3 監査の実施期間

令和5年9月26日から令和5年11月24日

4 監査の範囲

監査の対象に係る令和4年度に執行された財務に関する事務及びその他の関連する事務事業等但し、必要に応じて過年度分の事業についても対象とした。

5 監査の目的

上記の事務事業を対象に、直近の予算・決算による財務上の管理運営状況と、関係法令及び本町の条例、規則等に則り適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

6 監査の方法

監査の対象となった担当課よりあらかじめ提出された監査資料に基づき、それぞれの事務事業が法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類の照合、現地確認、担当職員から業務の概要及び事務処理状況の事情聴取等により監査を実施した。

また、予算執行等の事務処理については、毎月実施している例月出納検査の結果を参考に監査を実施した。

第2 監査の結果

監査の対象となった所管課の監査結果は以下のとおりである。

1 政策推進課（公債費の推移について）

（1）監査の目的

令和4年度一般会計決算における実質収支は、358,438千円の黒字となった。このことは歳入面では、当初予算より町税、地方交付税及び地方消費税交付金が増加したことによるものである。

歳入総額において自主財源の比率は、33.8%で対前年度と比較すると3.0%増加している。また、依存財源の比率は66.2%で対前年度と比較すると3.0%減少しているが、これは、先に述べた町税等の増加に加え、町債の発行額が大きく減少したことによる。

歳出については、予算に対する執行率は90.0%となり不用額は587,503千円となっている。不用額については、主な要因は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支援事業や会計年度任用職員報酬の執行減によるものである。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、90.5%となり、対前年度比較0.6ポイント悪化している。実質公債費比率は14.4%（前年度16.0%）、将来負担比率は156.7%（前年度183.3%）となっており、ともに早期健全化基準には至っていないものの、奈良県下において相当の高水準にあることから、これからの地方債の償還（公債費）がどのように推移し、町財政にどのような影響を与えるのかを把握することを目的に監査を実施した。

（2）主な着眼点

監査の目的に従い、下記の点に着眼し監査を実施した。

- ①今後の行政需要を踏まえた、財政計画（シミュレーション）は出来ているか。
- ②普通建設事業などの行政需要の把握は適正に行われているか。
- ③地方債の借入手順（事務手続）は適正に行われているか。
- ④実質公債費比率及び将来負担比率の改善にむけてどのような取り組みが行われているのか。

（3）事業の概要

担当課より監査対象事業の概要について下記のとおり説明を受けた。

- ①今後到来する行政課題に対するの財政出動を考慮した上で、今後の財政シミュレーションを立案し、公債費の推移を検証している。
- ②財政シミュレーションの前提条件に加味した主な普通建設事業は次のとおりである。
 - ・人権交流センター除却事業
 - ・平群中学校大規模改修事業
 - ・平群北小学校大規模改修事業
 - ・清掃センター改修等事業
 - ・新庁舎建設事業
 - ・道路保全事業
- ③地方債の借入については、事業の着手前に県担当課とヒアリングを行い、事業種別に応じた起債のメニューの中から、より有利と判断できるものを選択し、所定の事務手続に従って借入事務を行っている。
- ④令和2年度に奈良県より財政の重症警報を受けたことに伴い、令和3年度に策定された「平群町緊急財政健全化計画」に基づき公債費の負担軽減に努めている。主なものとして、令和3年度、令和4年度と続けて公債費の繰上償還を実施している。令和5年度も9月議会において、繰上償還の補正予算が可決され償還を予定している。

（4）監査の概要

担当課より監査対象事業の全体的な説明を受けた後、下記の点に注視し具体的な監査を行った。

- ①実質公債費比率は14.4%と前年度に比べ1.6ポイント減少しており、「平群町緊急財政健全化計画」での目標値としている令和7年度決算時での15.0%を下回っているが、維持することができるのか。
- ②将来負担比率は156.7%と、前年度に比べ26.6ポイント減少しているが、上記計画での

目標値としている令和7年度決算時での140.0%以下は達成することができるのか。

③今後予想される普通建設事業費が適正に財政シミュレーションへ反映されているか、また、事業執行の時期は適正であるか。

(5) 監査の結果

監査の結果、概ね適正と認められたが、下記の事項について今後改善に向けての検討を加え、より適正な事務執行に努められたい。

①公共施設の老朽化という課題に直面しており、今後維持・補修経費の増大が見込まれるため、将来にわたり計画的に管理していくとともに、財源の確保に努めて公債費の発行を最低限に抑えるよう努められたい。

②地方債の繰上償還や低利なものへの借換など、借入制度の調査研究を行い、将来の債務削減に努められたい。

③すべての事務事業において、費用対効果の向上が重要であり財務マネジメントの強化が必要である。著しく不採算な事業や住民負担の不均衡な事業は、「見直し」や「廃止」を行う決断が必要である。

④すべての事務執行が形骸化することなく常にコスト意識を高く持って、適正かつ効果的な予算執行を心掛けて、財政健全化に努めていただきたい。